

○簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について

(平成 15 年 8 月 4 日)

(健水発第 0804001 号)

(各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生行政担当部(局)長あて
厚生労働省健康局水道課長通知)

水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 56 条第 2 項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示(平成 15 年厚生労働省告示第 262 号)が平成 15 年 7 月 23 日に公布され、平成 15 年 10 月 1 日から適用されることとなった。

については、当該告示に関する留意点を次のとおりとりまとめたので通知する。

記

第 1 全般的事項

- 1 今回の告示は、本年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、簡易専用水道の管理のあり方等に関して答申がなされたこと、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成 15 年法律第 102 号)が公布され、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定の「厚生労働大臣の指定する者」が「厚生労働大臣の登録を受けた者」に改定されることとなったこと等を踏まえ定めたものである。
- 2 簡易専用水道の管理に係る検査方法等については、従前、「水道法第 34 条の 2 第 2 項の検査の方法等について」(昭和 53 年 6 月 5 日衛水第 63 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知)及び「簡易専用水道の規制について」(昭和 53 年 6 月 23 日環水第 68 号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)に基づいて実施することとされてきたところであるが、今回の告示の制定によりこれらの通知は効力を失い、簡易専用水道の管理に係る検査については、本告示に従い実施されなければならない。

第 2 従前からの主な変更点

従前からの変更点は、以下のとおりである。

1 給水栓における水質の検査

給水栓における水質検査の検査事項について、臭気、味、色、濁り及び残留塩素であったものを、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素としたこと。これは、色及び濁りを定量的にも検査し、把握することとしたものである。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)の適用がある簡易専用水道の検査については、従前と同様に書類検査とすることができるが、この場合、当該簡易専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類についても、検査者に提出するものとされたこと。また、この場合における当該書類検査に係る書類の標準的な様式を別紙に示したので、参考にされたい。

3 検査後の措置

- (1) 検査者が、設置者に対して交付する検査済みを証する書類について、その内容が明確に定められたこと。
- (2) 検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、検査者は設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこととされたこと。
- (3) 検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、従前は、検査者が当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。国が設置する簡易専用水道にあっては、厚生労働大臣。以下「管轄都道府県知事等」という。)にその旨通報することとされていたが、検査者が設置者に対し管轄都道府県知事等にその旨報告をするよう助言を行うこととされたこと。また、特に衛生上問題がある場合の具体的な内容が定められたこと。

(別紙)

建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の設置者によって提出される書類の様式

水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理に係る状況を示す書類を提出します。

年 月 日

簡易専用水道設置者氏名 印

住所

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物環境衛生 管理技術者氏名		免状番号	第号
建築物の用途			
水槽の種類及び容 量		水槽の掃 除の実施 年月日	年 月 日

簡易専用水道の管理状況

	番号	検査事項	判定基準	管理状況
施設及びその管理の状況に関する検	1	水槽の周囲の状態	<p>点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。</p> <p>清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。</p> <p>水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。</p>	
	2	水槽本体の状態	<p>点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。</p> <p>亀裂し、又は漏水箇所がないこと。</p> <p>雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。</p> <p>水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。</p>	

査	3	水槽上部の状態	<p>水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。</p> <p>水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。</p> <p>水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。</p>	
	4	水槽内部の状態	<p>汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。</p> <p>掃除が定期的に行われていることが明らかであること。</p> <p>外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。</p> <p>当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。</p> <p>流入口と流出口が近接していないこと。</p> <p>水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。</p>	
	5	水槽のマンホールの状態	<p>ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。</p> <p>マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。</p>	

	6	水槽のオーバーフロー管の状態	<p>管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</p> <p>管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</p> <p>管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。</p>	
	7	水槽の通気管の状態	<p>管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</p> <p>管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</p> <p>通気管として十分な有効断面積を有するものであること。</p>	
	8	水槽の水抜管の状態	<p>管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。</p>	
	9	給水管等の状態	<p>当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。</p> <p>水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。</p>	
水質の検査	10	臭気	異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	異常な味が認められないこと。	
	12	色	異常な色が認められないこと。	
	13	色度	5度以下であること。	

	14	濁度	2度以下であること。	
	15	残留塩素	検出されること。	
書類 検査	16	書類の整備保 存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

備考

- 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
- 2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
- 4 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。